

# 八王子市市政モニター設置要綱

## (設置)

第1条 市政に対する市民の意見や要望を組織的、継続的に聴取し、これを広く市政に反映させるため、市政モニター（以下「モニター」という。）を置く。

## (職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 前各号のほか、市長が必要と認めること。

## (資格)

第3条 モニターは、募集年度の4月1日現在満18歳以上で、住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の職員である者。
- (2) 市議会議員など公選による職にある者。

## (募集及び登録)

第4条 モニターの募集は、住民基本台帳に記録されている者から無作為に抽出した候補者に対し募集を行い、応募した者から、地域、年齢、性別等を考慮し、適当と認める者を選任し、登録する。

2 無作為に抽出する候補者の数は別に定める。

## (登録の取消)

第5条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) モニターが資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターが市長に辞任を申し出たとき。
- (3) モニターの職務を遂行できない事由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、市長が取り消しの必要があると認めたとき。

## (定数)

第6条 モニターの定数は100名以内とする。

## (任期)

第7条 モニターの任期は、1年とする。

## (庶務)

第8条 その他モニターに関する事務は、総合経営部広聴課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（平成13年3月27日決裁）  
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成13年7月5日決裁）  
この要綱は、平成13年7月6日から施行する。

附則（平成15年5月1日決裁）  
この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則（平成15年8月19日決裁）  
この要綱は、平成15年8月19日から施行する。

附則（平成17年2月24日決裁）  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成23年2月8日決裁）  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月1日決裁）  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年8月26日決裁）  
この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則（平成27年4月1日決裁）  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月23日決裁）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。